附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の旅券法施行規則の規定は、令和元年五月一日から適用する。

（経過措置）

2　旅券法施行規則別記第一号様式から第十九号様式までの各様式については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

別記第１９号様式（第１８条関係）

渡　航　書　受　領　証

令和　　年　　月　　日

殿

渡航書受領者署名

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。）

申請した内容と相違ないことを確認の上、下記渡航書を受領しました。

1. 渡航書名義人氏名

2. 渡航書番号

3. 発行年月日

注意
　渡航書の受領者は、渡航書発給申請者と同一人でなければなりません。

注意　旅券の紛失届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。

（令和元年五月改正）

（別記第19号様式）　用紙の大きさはA4